

## 令和2年度 第1回 三郷市都市計画審議会 会議録

1 開催日時：令和2年11月18日（水）10時00分～11時50分

2 開催場所：三郷市役所 6階 全員協議会室

3 出席者 12名（委員総数13名）

（委員）

遠藤会長（欠席）、後藤会長職務代理、篠田委員、鈴木委員、工藤委員、  
渡邊委員、福岡委員、中村委員、堀切委員、吉田委員、澁谷委員、  
横内委員、富岡委員

（事務局）

松本まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）

矢野まちづくり推進部副部長兼みどり公園課長（以下、みどり公園課長）

みどり公園課：川端まちづくり推進部副参事兼みどり公園課長補佐（以下、みどり  
公園課長補佐）、染谷主査、千葉主事

都市デザイン課：城津まちづくり推進部参事兼都市デザイン課長（以下、都市デザイ  
ン課長）、浦川都市デザイン課長補佐兼都市計画係長（以下、都市デザ  
イン課長補佐）、富安主査（以下、都市デザイン課主査）、  
南雲主事、齋藤主事

### 4 議題

（1）議案

第1号 草加都市計画生産緑地地区の変更について【諮問】（三郷市決定）

（2）意見聴取

①特定生産緑地の指定について

②三郷市都市計画マスタープラン全体構想案について

（3）報告

①三郷市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（案）について

### 5 議事内容

（1）開会

●（都市デザイン課長補佐）

[開会]

●（後藤会長職務代理）

[会長職務代理挨拶]

- (都市デザイン課長補佐)  
[関係団体からの選出委員変更について報告]  
[資料確認]  
[三郷市都市計画審議会傍聴要領の改正について報告]

(2) 議事進行

- (後藤会長職務代理)  
[委員の出席状況を求める]
  
- (都市デザイン課主査)  
[委員13名中12名が出席していることを報告]
  
- (後藤会長職務代理)  
[会議録の署名委員について、福岡委員と中村委員を指名]
  
- (後藤会長職務代理)  
[議事内容のうち、意見聴取① 特定生産緑地の指定について、三郷市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するため一部非公開とし、それ以外の案件は公開とすることについて確認]
  
- (後藤会長職務代理)  
[傍聴者の有無について報告を求める]
  
- (都市デザイン課主査)  
[傍聴者は0名であることを報告]
  
- (都市デザイン課主査)  
[議題説明の進め方について説明]
  
- (後藤会長職務代理)  
[事務局からの説明どおりに進行することについて確認]

(3) 議案

議案第1号 草加都市計画生産緑地地区の変更について【諮問】(三郷市決定)

● (みどり公園課長)

[議案第1号について、資料に基づき説明する]

● (後藤会長職務代理)

はい、ありがとうございます。

只今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

● (鈴木委員)

そもそのことでお聞きしたいのですが、この件については以前にも生産緑地のことについてはすでに決まっていることですので、諮問というよりもすでに決まっていることなので、報告でお願いしたいということで、買い取り申出が出ていますということであれば、皆さんのご意見を聞きたいということで諮問ということでもいいのでしょうかけれども、縦覧も終わって意見もなかったということで何を諮問するのかなど。もう結果はすでに出ているのに、皆さんからご意見を聞いても。前回も前々回も報告にしたらどうですかということで、途中生産緑地の解除は報告ということになっていたのですが、なぜまた諮問ということになったのか、その点をお伺いしたいのですが。

● (後藤会長職務代理)

事務局お願いします。

● (みどり公園課長)

確かに生産緑地に関する内容につきましては、生産緑地法と都市計画法、両方の法律に関わる事務手続きが必要となる流れでございますので、生産緑地法に則って手続きを進めてまいりましたが、審議会で諮問をしても手戻りが生じるものかということにつきましては疑問が生じるところではございますが、法律の扱い上、削除、追加、変更等につきましては審議会で諮るとということで、審議が必要となる条文となっておりますので、そのあたりについては報告的な性質を持った諮問案件ということでご理解をいただければと思います。

● (後藤会長職務代理)

はい、鈴木委員。

●（鈴木委員）

そのような法律に基づくのであれば、もう少し生産緑地の解除についての諮問を考  
えるべきだと思います。市の方に買い取り申出が出されたときに、市としての意見、こ  
の程度の金額では買いませんだとか、都市計画審議会としてはどのような意見を持っ  
ているかということ、買い取り申出が出されたときに開催をするだとか、そのような  
方法もあると思うのですが、それは今後の審議会の在り方にも関わってくるのですが、  
そういうことは検討されなかったのかお伺いします。

●（後藤会長職務代理）

はい、事務局お願いします。

●（みどり公園課長）

元々は解除の申請を粛々と進める中で、審議会に諮る段階では、例えばすでに家が建  
っているような状況の中で、解除について諮問してきた背景がある中で、それは改めな  
ければいけないということで、数年前からこういう申請があつて、こういう手続きをし  
ておりますという途中経過をこの場で報告させていただく手法とさせていただいてお  
りますので、それに加えて何か段階的なもので報告ができるかどうかについては事務  
局の方とも内容を詰めさせていただきたいと思います。

●（後藤会長職務代理）

ありがとうございます。

はい、篠田委員お願いします。

●（篠田委員）

今鈴木委員から話がありましたけれども、十数年前は生産緑地の変更はできないと  
いうのが最初の条例だったと思うのですが、健康を害したために農業に従事し続けら  
れないということがあれば、医者診断書を提出すれば変更できるようになったとい  
うことを記憶しております。そのようなことがありましたから、鈴木委員が話されたよ  
うに、決定した内容につきましては報告でよいと思います。担当は法律に従って手続  
を行っているというような説明でしたが、このように決定したものについては報告で  
いいのではないかと思います。体調を崩して、診断書を提出して、おそらく農業従事  
を継続できないということがあつて変更になっていると思いますので、途中売却する  
としても、農家の方が土地を買いますということは今の時代では中々出てこない。そう  
すると三か月間待って、買い取り希望者がいなければ、このような手続きができますよ  
ということ自体は良いと思うのですが、そのあたりをよく検討して、これをどうですかと  
審議するよう言われても、もう農業従事はできないので、報告でよいと思います。その

あたりを事務局も担当もよく考えて都市計画審議会に諮っていただければと思います。  
どうですか。

●（後藤会長職務代理）

はい、事務局お願いします。

●（まちづくり推進部長）

生産緑地地区については、以前から審議の方法についてご意見をいただいておりますので、都市計画の決定ということになりますので、都市計画審議会の議を経て決定を行っていくという法律になっておりますので、諮問をして、答申をするということが必要になってくるのですが、そのような中で、途中経過の報告をさせていただくなど、すこしずつ事務局の方でも変更させていただいておりますので、また、本日のご意見も踏まえまして、今後の生産緑地地区の審議の方法についても検討させていただければと思います。

●（篠田委員）

はい、お願いしますね。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

はい、福岡委員お願いします。

●（福岡委員）

生産緑地について、ご病気により黄色着色部分が減少するという事はいいのですが、解除されない残りの土地は生産緑地として継続できるというところまで判断して諮問されているのでしょうか。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。

事務局お願いします。

●（みどり公園課長）

議案書7ページと8ページに図面がございますけれども、所有者は同一の所有者でございます。今回故障となった方は高齢であり、ご親族の方が農業従事をされており、所有者本人がそのような状況になったということで、農業生産の規模を縮小したいと

ということで、今回の赤枠の部分、現地はビニールハウスで野菜を生産しているのですが、農業規模を縮小したいということで申出がございました。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。  
よろしいでしょうか。

●（福岡委員）

はい。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。  
他いかがでしょうか。

やはり法律との関係の中で、報告とするかどうかについて、法律に基づき、対応できること、できないことがあると思いますので、対応できる範囲で対応を検討していただければと思います。

では、ご意見が出尽くしたようですが、よろしいでしょうか。  
はい、ありがとうございます。

それでは議案第1号 草加都市計画区域生産緑地地区の変更について採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。  
それでは全員賛成で、本議案は原案のとおり決定いたします。

以上を持ちまして、議案の審議は終了いたします。

決定いただいた審議事項につきましては、市長に速やかに答申いたしますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、次第（2）の意見聴取に入ります。

それでは意見聴取① 特定生産緑地の指定について事務局より説明をお願いいたします。

#### (4)意見聴取

##### 意見聴取① 特定生産緑地の指定について

[三郷市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するため非公開]

##### ● (後藤会長職務代理)

続きまして、意見聴取② 三郷市都市計画マスタープラン全体構想案について事務局より説明をお願いいたします。

##### 意見聴取② 都市計画マスタープラン全体構想案について

##### ● (都市デザイン課長)

[意見聴取②について、資料に基づき説明する]

現在、地域別ワークショップを実施しております。本日、会長職務代理をお願いしております、後藤会長職務代理におかれましては、地域別ワークショップにもご参加いただいております、よろしければ地域別ワークショップの内容について補足していただけますようお願いいたします。

##### ● (後藤会長職務代理)

はい、ありがとうございます。

それでは、私の方から簡単に地域別ワークショップについての感想を述べさせていただきます。現在まで4地域実施しております、明日が最後となると思いますが、このコロナウイルス感染拡大の状況もあるので、本来の会場の定員の半分程度で実施しております。全てオンライン開催ということも当初考えていたのですが、社会経済状況を勘案しながらということで、定員を大幅に減らしながら実施してきたところです。

毎回資料を提供いただきながら、事務局より都市計画マスタープランの内容について一通り説明していただいた後に、各班5人から6人程度に分かれて、活発な意見交換を行っていただいているところです。

各地域10名程度ご参加いただいております、早稲田地域につきましては、オンライン参加の方も2名いらっしゃいまして、画期的だと感じたのは、職場からオンラインで参加していただいているという方がいらっしゃいまして、そのような参加もありましたので、すごく良かったと感じております。

私の印象に残った意見について少しご紹介したいと思います。東和地域の方で、市街化調整区域が混在する居住環境であることは皆さんもよくご存じだとは思いますが、

市街化調整区域の現状についてご意見をお持ちの方から、通学路が危険であるといったことや、資材置き場のフェンスを何とかできないかだとか、率直な貴重なご意見をいただきました。公園が少ないというご意見も印象に残っております。若い世代がたくさん生活している中で、そのような点についても計画的に考えていく必要があると感じました。

彦成地域についても参加させていただきましたが、お孫さんが保育園に入れず困っているといったことや、歩道が狭い、バスが不便であるといった率直なご意見もいただいたと記憶しております。

早稲田地域については富岡委員にもご参加いただきましたが、団地の居住環境についてもご意見いただきましたが、団地の周囲の街灯が少なく、暗いといったことや、早稲田通りは歩道と自転車道が分離しておりますが、道路の老朽化により凸凹しているといったことや、買い物が不便であるといったご意見をいただきました。

私が申し上げたのはごく一部の意見になります。皆さんに課題についてご意見をいただくような仕組みとなっておりましたので、厳しいご意見もありましたが、裏を返せば今後住み続けるにあたって、このように改善したほうが良いといった視点での前向きな意見交換であり、非常にいい機会だったのではないかと感じております。コロナウイルス感染症が拡大していなければ、より多くの方々に参加していただければよかったと思いました。

私からは以上となりますが、他にも地域別ワークショップに参加された澁谷委員や富岡委員からも参加してのご感想等ございましたらお願いします。

いかがでしょうか。はい、富岡委員お願いします。

#### ●（富岡委員）

一昨日参加したばかりなのですが、先ほど後藤先生から概ねお話しいただいたのですが、私は早稲田地域でございますので、参加人数も多く、関心の高さを感じました。

ただ、参加者の年齢層は高めで、早稲田団地も建設されてから30年以上経過しており、高齢の方が多いいということで、高齢化というのが一つのポイントとなっております。高齢化による課題が多いという印象を受けました。

課題ばかりではなく、皆さん長年早稲田地域にお住まいで、今後も長く住み続けていきたい地域であるということをご意見から感じました。中には地域として文化の息吹を感じられるような地域にならないかといったご意見や、歴史的なものが本当はあるのだけれど、皆さんに認識されていないといったこと、もっと歩ける地域になったらどうかとか、せつかく日本一の読書のまちと言っているからには読書ができるような場所を作ったらどうかとか、段々と話が細くなってしまいますが、全体としては良い地域なので、より良い地域として盛り上げるためにということで、かといって車の交通量を増やすといったことではなくて、安心して暮らせるような地域になって欲



しいというのが皆さんの要望であったと思います。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。

では、澁谷委員いかがでしょうか。

●（澁谷委員）

概ね後藤先生にお話しいただいたところであったのですが、いくつか補足させていただきますと、彦成地域は高速のジャンクションがございます。そして側道の298号線ですか、やはりここは非常に交通量が多いですね。多く出た意見としては、その渋滞と、また外部から入ってくる車も非常に多いことから、渋滞を避けるために枝葉の道に入ると。結局住宅の前まで車が入ってきてしまうので、安全性等について危惧しているといった意見はいくつもございました。

それからそのような大きな道路がございますから、やはりその周囲というのはゴミのポイ捨て等避けて通れない、非常に目に付くというところでもあります。

それから中川沿いの県道の内側、こちらが元々彦成通りという通りですけれども、さらにその内側にはより細い道路があるのですが、防災だとか、災害だとか、そのような場合に、緊急自動車が転回できないというような場面もあるというところは非常に心配だという意見がありました。こちらが補足させていただく内容です。以上でございます。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。

それでは、議題の三郷市都市計画マスタープラン全体構想案についてでも、私達の感想の内容についてでも結構ですが、ご質問やご意見ございますでしょうか。

はい、渡邊委員お願いします。

●（渡邊委員）

ご説明ありがとうございました。別冊資料1を元にご説明いただいたと思いますが、こちらの2ページ、まちづくりの目標の前文のところでも市民、行政、事業者が互いに心と力を合わせた協働によるまちづくりを推進しますと記載がされていると思いますが、ということは市民、事業者とともにまちづくりの視点というのをしっかりと共有して進めていく必要があると思うのですが、この挙げられている各項目については皆さんテレビやニュースなどでご覧になって、概ね理解、共有されているところだと思うのですが、社会経済情勢の⑤SDGsの取組というところですね、一部の方には昨年あたりからよく聞く言葉になっているとは思いますが、全国的に認知度が低いということも問

題視されていることも耳にします。こちらについては市として市民、事業者に対して、どの程度認知されていると認識されているでしょうか。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。  
事務局お願いします。

●（都市デザイン課長）

はい、ありがとうございます。

市民の方がどの程度認識しているのかというところでございますけれども、渡邊委員がおっしゃったように、まだ十分には浸透していないと感じております。

総合計画の方でも具体的に17個の目標を盛り込むようにしておりますけれども、都市計画マスタープランにつきましては、意見聴取資料②の8ページ、まちづくりの視点⑤のところに記載しております。この内容よりも踏み込んだ内容については記載されていないのですが、まずは全体的なところを理解していただくために、SDGsの必要性について都市計画マスタープランの方に記載しているところでございます

●（後藤会長職務代理）

渡邊委員お願いします。

●（渡邊委員）

はい、ありがとうございます。

きちんと資料に記載することも大事なことだと思いますし、SDGsというものに興味を持ってもらって知ってもらう機会というのも増やしていかなければいけないと思います。協働でまちづくりを進めていく上では理解を深めていただくことが重要だと思いますので、昨年もSDGsに関するセミナーを開催されていることは存じ上げていたのですが、私も所属する団体にて昨年からSDGsを推進するというので、学ぶ場も、また実践する場も設けて、段々と、それでもようやく分かってきたかなという感じなので、定期的にSDGsについて知る場であったりとか、学ぶ場であったりとか、その他にも例えば広報誌の中のこの取組がSDGsの何番に該当していて、SDGsというのはこういうものですよということを継続的に発信して市民や事業者浸透していく取り組みが必要になっていくと思いますので、そのあたりご検討いただければと思います。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。  
事務局お願いします。

● (都市デザイン課長)

ありがとうございます。

先ほど市民の方に認知が十分にされていないという話をしたのですが、当然我々職員も完全に理解しているかというところ決してそうではなくて、我々も学んでいながら市民の方々と取り組んでいけたらと思っております。

● (後藤会長職務代理)

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか、はい。

その他いかがでしょうか。

はい、工藤委員お願いします。

● (工藤委員)

ご説明ありがとうございます。

概要のところでご説明いただきましたけれども、例えばみどりと景観を一緒にしたりだとか、全体的にすっきりとして分かりやすいかなという印象を受けました。よくまとまっているのではないかと思います。

何点か伺いたいのですが、まず別冊資料1の5ページのところ、複合利用地の中に産業振興地区というものが盛り込まれております。これはおそらく沿道開発で市街化調整区域の範囲のところでの土地利用が進められていくということであれば、前回のマスタープランでいうところの産業立地ゾーンにあたると思っております。この産業振興地区については、これまでの土地利用を見ていきますと、大型倉庫が建ち並び、そこに大型車が出入りするというのであれば、先ほど交通量のお話が出ましたけれども、生活道路に大型車が侵入してきて、住みづらいという印象を与える懸念もあるのですが、この産業振興地区については現在3箇所指定されております。ここについては地域住民の皆様に、ここをどうしていくのかという基本的な方針を示す必要があると思っております。前回も産業立地ゾーンの基本方針というものが出されまして、そこで検討していくということが示されていたと思っておりますが、産業振興地区については産業立地ゾーンのような土地利用に対する基本方針や考え方というものが地域住民の皆様にしっかりと示されるのか、その場合、どのようなスケジュールで進めていくのか教えていただきたいのが一つです。

もう一つは意見聴取資料②の69ページになりますが、協議会の方でも生活充実まちづくりの方針にはたくさんご意見が出たことと思っておりますが、69ページの一番上のところにですね、安心して生活できる地域の暮らしと、最後に包括的支援体制の整備を推進しますという風になっております。以前私も意見を述べさせていただいた時に、

高齢者や障害者、子育ても含め、地域でインフォーマルの制度も含めて生活を支えていくという全体的な方向で動いていくのではないかと、既に地域包括ケアシステムというものが示され、それに向けて長寿いきがい課の皆さんが努力されて、高齢者福祉サービス整備がされていていっている中で、包括的支援体制という言葉が出てきたのかなという風に思っているのですが、そのあたり確認させていただきたいと思います。

それから防災のところですが、54ページですね、風水害に強いまちづくりの推進ということで、三郷も竜巻被害等が起きておりますから、中身に位置付けられていることはすごく良かったと思いますが、具体的な方針で、「流す」、「貯める」、「備える」の中で、「備える」の対策については、その後の行政と市民が一体となった防災体制の推進の中に改めて自助、公助、共助というものが出てくるのですが、この備える対策の備えるは、市民の皆さんが防災意識を高めて、突発的な災害に対応すべく、自助、共助を強化するという風になっているのかなと思います。「備える」の項目については行政と市民が一体となった防災体制の推進というところに記載すべきではないかなと、今のままであれば、主語が自治体としてどのように備えるのかという風にしたいほうがよいのではないかと思ったので、そのあたりご見解をお示しいただければありがたいです。色々とお話しして申し訳ございません。質問は3点になります。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。  
事務局お願いします。

●（都市デザイン課長）

はい、3点お答えいたします。

1つ目、産業振興地区についてのご質問だったと思います。今までの都市計画マスタープランには産業立地ゾーンがありまして、新しい計画には産業振興地区ということで、名前も変わっておりますし、考え方も変わっているところでございます。別冊資料1の4ページをご覧くださいなのですが、③産業拠点とありまして、その下に④産業振興地区と記載しております。ネットワーク軸のうち、都市計画道路の整備が完了していない一部の区域を、都市計画道路整備と面的な土地利用計画との連動制を重視する地区としております。先ほどの説明と重複いたしますが、ご質問のなかで産業立地ゾーン基本方針について触れられていたと思いますが、今の段階では総合計画と都市計画マスタープランに産業振興地区という施策を位置付けた段階ですので、具体的な運用というのは産業立地ゾーンと同様に整理をしていくのかなと考えております。現段階で基本方針の作成については決定しておりませんが、それに類する検討を進めていくと思われま。また、具体的なスケジュール等のお話もありましたが、その点につきましては現段階でお示しするものはございません。

2つ目、地域での生活を支えていくこと等の記載についてですが、こちらの記述につきましては担当課と調整をさせていただいて計画に記載しているところでございます。都市計画そのものに加えて、これからの社会情勢と申しますか、様々な分野をカバーしていこうということで幅の広い内容となっております。今回の記述につきましても、詳細な取り組みにつきましては担当課の方の個別の計画で対応していくこととなりますが、マスタープランにつきましては、項目出しをさせていただいたところでございます。長寿いきがい課の最新の取り組みについて記載したのかというご質問につきましては、そうだと思いますという回答となります。これは我々が勝手に記載しているということではなくて、それぞれ庁内で調整させていただいて記載しているところでございます。

3点目ですが、意見聴取資料①の54ページについてですが、防災の関係だったと思います。53ページから始まるのですが、河川の治水安全度の向上ということで、a)、b)、c)、「流す」、「貯める」、「備える」ということで記載をしております。この「備える」の部分が方針3の内容なのではないかというご意見であったと思いますが、こちらにつきましては一度持ち帰って検討させていただきます。ただ、この仕分けになっている理由でございますが、こちらは河川の方の個別の計画でこの3点がセットになっているためです。都市計画マスタープラン全般に言えることですが、内容が重複している箇所があり、施策の体系ごとにはっきりと仕分けすることができないものだと思いますので、それぞれの体系で仕分けしたときに別の項目に含ませるべきだと思うところもいくつかあるのですが、このページにつきましては個別計画との整合を図るという意味でa)、b)、c)をセットで記載したところでございます。

● (後藤会長職務代理)

はい、ありがとうございます。

工藤委員いかがでしょうか。

● (工藤委員)

ありがとうございます。

産業振興地区については、現在開催されております地域別ワークショップにおきましても説明されているとは思いますが、沿道開発における様々なご意見につきましても市民の方々に情報を開示して意見を吸い上げる作業は非常に大切だと思っておりますので、今後、基本方針はどのような形でお示しいただくのか分かりませんが、ぜひ住民の皆さんに情報を分かりやすくお示しいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。

事務局お願いします。

●（都市デザイン課長）

ありがとうございます。

現在施策の内容を決めたところで具体的なものにつきましてはこれからになりますので、適切に対応していきたいと思います。以上です。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございました。

その他ご意見いかがでしょうか。

はい、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。非常に細かい資料になりますので、詳細はまたお読みいただきまして、気になる箇所ございましたら、また事務局までお伝えいただければと思います。

では、ご意見が出尽くしたようですので、三郷市都市計画マスタープラン全体構想案につきまして、本日の委員の皆様から出た意見を踏まえていただくようお願いいたします。

続きまして、次第2（3）報告に入らせていただきます。

報告① 三郷市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（案）につきまして、事務局より説明をお願いします。

（5）報告

報告① 三郷市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（案）について

●（みどり公園課長補佐）

[報告①について、資料に基づき説明する]

●（後藤会長職務代理）

ありがとうございます。

只今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、鈴木委員お願いします。

●（鈴木委員）

平成29年に生産緑地法の改正がございまして、主な改正内容が3点あったかと思  
います。先ほどの特定生産緑地を2022年以降、10年継続できるという特定生産緑  
地についてと、面積の緩和、生産緑地における建築基準の緩和もあったかと思  
います。300㎡の考え方が一団ではなくて、隣接をしていけばよいということもあ  
ったかと思いますが、そちらにつきまして、どのようになっているかお伺いし  
ます。

●（後藤会長職務代理）

ありがとうございます。

では事務局からお願いします。

●（みどり公園課長補佐）

建築規制の緩和につきましては、法律が施行されたということもありまして、昨  
年度生産緑地の地権者の方々に説明会を通して説明させていただいたところで  
ございます。続きまして、隣接についてでございますが、隣接する街区につ  
きましては一団の土地として認定することとしております。

●（後藤会長職務代理）

はい、鈴木委員お願いします。

●（鈴木委員）

以前の答弁ですと、先ほどの特定生産緑地については施行されて、面積緩和と  
建築規制の緩和につきましては、今後JA 埼葛など色々なところに意見を聞き  
ながら検討していくとの部長からの話だったと思います。建築規制の緩和に  
つきましては法律通りやっているとお話でしたが、面積緩和についてのみ、  
関係団体や委員会等で協議をして、来年3月議会で条例改正を行いたいとい  
うことだと思っておりますが、以前聞いた内容と今回聞いた内容にズレが  
ありますので、そのあたりを整理してください。

●（後藤会長職務代理）

ありがとうございます。

事務局からお願いします。

●（みどり公園課長補佐）

今回の面積の緩和につきましては、法律では条例を制定することによって300  
㎡に緩和することができるという規定になっております。市民の方々などから  
意見を伺

った中で、今回条例を制定するものでございます。建築規制の緩和につきましては、法律の施行により、全国一律で施行しているところでございます。

●（後藤会長職務代理）

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

その他ご意見いかがでしょうか。はい、富岡委員お願いします。

●（富岡委員）

先ほどの内容に関してですが、条例で定めれば300㎡まで下げることができると。地域の実情に応じてとのことですが、地域の実情を受けて500㎡から300㎡に下げたほうがよいということだったのでしょうか。

●（後藤会長職務代理）

はい。ではお願いします。

●（みどり公園課長補佐）

そのような見解を持っておりまして、県内でも全体で4割程度、37市中16市が制定しておりまして、300㎡以上ということで実施しております。近隣におきましても八潮市、草加市、越谷市の方もすでに300㎡ということで実施しているところでございます。

●（後藤会長職務代理）

はい、ありがとうございます。

他ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日の議題はすべて終了いたしました。皆様には慎重かつ活発なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

ここで事務局に司会進行をお返しいたします。

●（都市デザイン課長補佐）

後藤会長職務代理、司会進行ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項がございます。

次回の都市計画審議会の開催予定でございます。来年の4月、または5月頃に開催を



予定しておりますので、詳細な時期が決まり次第ご連絡させていただきます。

以上をもちまして、令和2年度第1回三郷市都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。